

群馬県手話施策推進協議会について

1 設置の目的

群馬県手話言語条例（平成27年3月20日条例第22号）の趣旨に基づき、手話の普及と啓発に資する環境を整備するために必要な施策に係る実施計画を定めるに当たり、有識者及び関係団体の意見を十分反映するための協議の場として設置します。

【実施計画の位置づけ】

設置根拠：障害者基本法、障害者総合支援法に基づく「バリアフリーぐんま障害者プラン6」

位置づけ：「意思疎通環境の整備」に係る個別実施計画

2 協議事項

実施計画の策定等を行うために必要な事項

3 委員の定員等

(1) 定員 15人以内

(2) 委員は次に掲げる者で構成する。

- ・聴覚障害者団体の代表者
- ・手話通訳者、手話サークル、教育等の関係者
- ・学識経験者
- ・市町村意思疎通支援担当の代表者
- ・関係機関の職員等

4 任期 2年

5 今後のスケジュール（案）

年 月	内 容
平成27年 12月	第1回群馬県手話施策推進協議会 ・計画の構成を検討
平成28年 1月	
2月	第2回群馬県手話施策推進協議会 ・計画の骨子を検討
3月	
4月	
5月	第3回群馬県手話施策推進協議会 ・計画の素案を検討
6月	
7月	第4回群馬県手話施策推進協議会 ・計画案の検討
8月	
9月	第5回群馬県手話施策推進協議会 ・計画案の検討(最終協議) 計画策定